

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年3月18日（平成28年（行情）諮問第243号）

答申日：平成28年4月22日（平成28年度（行情）答申第22号）

事件名：「航空自衛隊教範04-95-2 機能教範 電子戦」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「航空自衛隊教範04-95-2 機能教範 電子戦」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分を開示すべきである。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年12月25日付け防官文第20548号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件訴訟における準備書面）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されて

いる情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 意見書1

総務省の法解釈に従えば、開示請求時の電磁的記録形式で文書が特定・開示されなければならない。

本件異議申立てと同様の、開示請求時に行政機関が保有する電磁的記録形式で文書を特定すべしとの異議申立てに対して、法の所管官庁である総務省は、Word形式で保有する文書を特定し、開示するとの決定を行っている。

これが法の正しい解釈であり、諮問庁は独善的な法解釈を改め、所管官庁の解釈に従って文書の特定・開示を行うべきである。

また諮問庁も過去における開示決定（防官文第17119号。25.12.25）でWordファイルを特定・明示しているので、特定・開示において何ら支障は生じないはずである。

(3) 意見書2

「利用又は保存されている状態になく」との諮問庁主張を真に受けるわけにはいかないの、審査会が確認することを求める。

諮問庁は理由説明書で、本件対象文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

しかしながら、過去の諮問庁の「前科」を見る限り、この主張を額面通り信じるわけにはいかない。

諮問庁は過去において「防衛大学校防衛学館図書室が所蔵している事

実は確認されたものの、行政文書として所有している事実は確認できなかったため、不存在であると判断した」（平成22年度（行情）答申第75号2頁）という珍妙な主張を行い、「平成21年度（行情）答申第96号における諮問庁の説明は事実を隠ぺいしようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（同答申5頁）との批判を受けている。

このような指摘を受けながら諮問庁では、こうした隠ぺい工作に関わった職員に対して何ら処分を行っておらず、「隠蔽しても責任は問われない」という組織風土を残している。

このような組織風土ないし体質に染まった諮問庁の主張を、検証することなく、鵜呑みにすることは極めて危険と言わざるを得ない。

事実、上記答申以後も諮問庁は、「組織全体として不都合な事実を隠ぺいしようとする傾向があったことを指摘せざるを得ない」（平成25年度（行情）答申第233号31頁）との指摘を受けている。

平成22年度（行情）答申第75号での諮問庁の珍妙な理屈に従うと、「利用」はされていないが「使用」されている場合、あるいは「保存」されていないが「所蔵」されている場合が想定されるので、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等の有無については、審査会が直接確認することを求めるものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は「空自教範「電子戦」。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。**開示対象文書は2014.3.5一本本B1086と同じ。」の開示を求めるものである。「2014.3.5一本本B1086」とは、本件開示請求と同様「空自教範「電子戦」。」を求めた別件開示請求に係る受付番号であり、開示請求書はこれと同じ行政文書を開示対象とするよう求めていることから、当該別件開示請求に対して特定した「航空自衛隊教範04-95-2 機能教範 電子戦」を本件対象文書として特定し、法9条1項の規定に基づき、平成27年12月25日付け防官文第20548号により、法5条3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。本件異議申立ては、原処分に対してされたものである。

2 不開示とした部分及び理由について

原処分において、不開示とした部分及び法5条の該当性については、別紙1のとおりである。

3 異議申立人の主張について

(1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的

記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、原処分において特定した本件対象文書の電磁的記録はPDFファイル形式とは異なるいわゆる文書作成ソフト及び表計算ソフトにより作成された文書であり、PDFファイル形式以外の電磁的記録を特定している。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報等については、防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書には該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって、複写の交付も行われていない。
- (4) 異議申立人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、一部に対する不開示決定の取消しを求めるが、本件対象文書の法5条該当性について十分に検討した結果、その一部が別紙1のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (5) 以上のことから、異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが適当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年3月18日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③同年4月14日 審議

④同月18日 異議申立人から意見書1及び意見書2を收受

⑤同月20日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、航空幕僚監部が作成した「航空自衛隊教範04-95-2 機能教範 電子戦」であり、処分庁は、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は原処分を維持することが相当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書の不開示部分には、電磁波の利用に関する攻防（電子戦）に関する航空自衛隊の組織、指揮、部隊運用、教育訓練等が具体的に記載されている。

(2) 当該不開示部分のうち別紙2に掲げる部分を除く部分は、これを公にすると、航空自衛隊の電子戦に係る体制、運用要領、能力等が推察され、我が国に敵意を有する相手方において、その弱点をついた行動を採ることが容易になるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) しかしながら、別紙2に掲げる部分は、他の開示部分から容易に推測ができる記載であり、かつ、一般的な記載にとどまることから、これを公にしても、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすなど、我が国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められないので、法5条3号に該当せず、開示すべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

なお、開示の実施の方法等は、法18条に基づいて諮問すべき事項に当たらないため、当審査会が答申すべき対象であるとは認められない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、別紙2に掲げる部分は、同号に該当せず、開示すべきであるが、その余の部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙 1

不開示とした部分		不開示とした理由
目次	第 2 章の第 3 節及び第 4 節並びに第 4 章の第 5 節及び第 6 節の表題の全て	航空自衛隊の部隊運用に係る情報であり，これを公にすることにより，航空自衛隊の運用要領及び能力が推察され，自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ，ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
7 頁 8 頁	第 2 章「電子戦に関する組織」の一部	
9 頁 ～ 1 4 頁	第 3 章「電子戦に関する指揮統制」の一部	
1 5 頁	「第 1 節 概説」の一部	
1 5 頁 1 6 頁	「第 2 節 電子戦運用の原則」の全て	
1 8 頁 1 9 頁	「第 3 節 基本的な電子戦運用」の一部	
1 9 頁 ～ 2 1 頁	「第 4 節 電子戦に関する部隊運用」の一部	
2 1 頁 ～ 2 3 頁	第 5 節の表題及び本文の全て	
2 3 頁	第 6 節の表題及び本文の全て	
2 4 頁	「第 7 節 保全」の一部	
2 6 頁	「第 2 節 教育訓練」の一部	
2 7 頁	「1 装備品の区分」の一部	
2 9 頁	「4 教育訓練用機器」の一部	
3 1 頁	「2 実施事項」の一部	

別紙 2

番号	頁	開示すべき部分
1	9 頁	「第 1 節 概説」の下 9 行目及び 1 0 行目の不開示部分の 全て
2	2 7 頁	不開示部分の全て